

◆申告に持参するもの

- ①申告者の個人番号が確認できる書類(前述をご参照ください。)
- ②本人確認書類(前述をご参照ください。)
- ③委任状(必要な場合のみ)
- ④給与・年金の源泉徴収票(紙の原本※)
- ※平成31年4月1日以降の確定申告の提出には、源泉徴収票の添付が不要となりましたが、申告書の作成には、源泉徴収票の原本が必要となります。忘れずにお持ちください。
- 源泉徴収票の原本がない場合、申告の相談はできませんので、あらかじめご了承ください。
- また源泉徴収票がスマートフォンなどに保存されている場合は、紙に印刷してお持ち下さい。
- 源泉徴収票を紛失した場合は、支払者(職場など)に再発行してもらった上で、ご来場ください。発行されない場合は、税務署にお尋ねください。
- ⑤社会保険料控除(国民健康保険税・国民年金保険料など)額の控除証明書など
- ⑥生命保険、地震・旧損害保険料控除の証明書
- ⑦営業・不動産・農業所得のある方は、青色決算書・白色収支内訳書(あらかじめ作成してご来場ください。
なお、租税公課は、固定資産税の課税明細書に記載がありますので確認してください。)
- ⑧医療費控除の明細書(あらかじめ作成してご来場ください。)
- ⑨雑損控除を受ける方は、災害の被災証明書など所定の証明書・損害により支出した領収書
- ⑩障害者控除を受ける方は、障害者手帳や福祉事務所長などの認定書など
- ⑪寄附金控除を受ける方は、寄附金受領証明書・寄附金領収書(申告者名義)など **(ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方で申告をする場合は、特例が適用されなくなるため、前述の書類が必要となります。)**
- ⑫還付申告をされる方は、申告者名義の振込先口座番号が分かるもの
- ※申告の内容により、①～⑫以外の書類が必要となる場合があります。詳細は市役所税務課および税務署にお尋ねください。

◆申告すると所得税が戻ることも

確定申告をする義務のない方でも、申告をすれば所得税の一部が戻る場合があります。

◆自主申告にご協力ください

毎年申告会場は、大変混み合います。申告書をご自身で記入できる方は、e-Taxや郵送、申告会場および税務課窓口の税務署への直送投函箱をご利用ください。(申告期間中のみの設置)

青色決算書・白色収支内訳書・医療費控除の明細書は、必ずご自身で作成してから、ご来場ください。
作成していない場合、申告の相談はできませんのであらかじめご了承ください。

租税公課や減価償却の計算で分からることは、事前に市役所および税務署にお尋ねください。

市民税・県民税申告についても郵送での受け付けをしております。市民税・県民税申告書の宛先は弥富市税務課市民税グループになります。

次の方は津島税務署の確定申告会場(津島市文化会館)で申告をしてください

- ・土地・建物・株などを売却され、第三表を使われる方
 - ・贈与税や消費税などの申告をされる方
 - ・青色決算書、白色収支内訳書の作成についての相談をされる方
 - ・住宅に関する税額控除を受ける初年度または連帯債務の申告をされる方
 - ・令和4年中所得分以外(過年分)の確定申告をされる方
 - ・外国税額控除等の適用を受ける方
 - ・雑損控除・繰越損失の申告をされる方
 - ・令和5年1月2日以降に弥富市へ住所を変更した方の確定申告をされる方
 - ・確定申告書の控えに収受印が必要な方
- ※その他内容によっては、弥富市の会場で受け付けできない申告もありますので、ご了承ください。

問 市役所税務課(内線 215～217)

津島税務署から 令和4年分所得税確定申告のお知らせ

令和4年分の確定申告会場は、**2月16日(木)から3月15日(水)までの間、津島市文化会館で開設します。**

※土・日曜日・祝日は開設していませんが、**2月19日(日)、2月26日(日)**に限り開設します。

確定申告会場は、大変混雑しますので、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、混雑する確定申告会場には出向かず、安心・安全なご自宅からe-Taxをご利用し、申告してください。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って入力・操作することで、申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・送信が可能です。

なお、スマホのカメラ機能で給与所得の源泉徴収票を撮影することで、金額などが自動で入力されるほか、令和5年1月からは、青色申告決算書や収支内訳書がスマホで作成可能になります。

また、マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携することで、医療費やふるさと納税などのデータが確定申告書に自動で入力されます。マイナポータルを通じて取得可能となるデータについては、今後も順次拡大を予定していますので、ぜひご利用ください。

なお、確定申告会場では、基本的にご自身のスマホで申告していただきます。

来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールするほか、

①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

②スマホおよびマイナンバーカード(※)

(※)マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要です。

・署名用電子証明書(英数字6桁～16桁)

・利用者証明用電子証明書(数字4桁)

が必要になりますので、ご準備をお願いします。



また、確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、確定申告会場での当日配布、または、LINEアプリを使ったオンラインによる事前発行の2通りで配布しています(入場整理券の配布状況に応じ、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください。)。

確定申告期限間際は特に混雑しますので、会場への来場をお考えの方は、早期の来場をお願いします。



問 津島税務署 ☎26-2161

*電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。